

## 知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の取壊し工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号及び第2号の規定については国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）で現に居住の用に供しているものをいう。
- (2) 木造住宅 木造の住宅（階数が2以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。）をいう。
- (3) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。（第5号アに規定する無料耐震診断を受けたもの又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの若しくは建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの）
- (4) 愛知県木造住宅耐震診断員（以下「診断員」という。） 愛知県が主催する、愛知県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講、修了し、愛知県に登録した者をいう。
- (5) 木造住宅耐震診断 木造住宅を耐震診断するもののうち次のいずれかをいう。
  - ア 知立市が実施した無料耐震診断
  - イ 平成18年度以降に（財）愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震診断
  - ウ 平成17年度以前に（財）愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震診断
- (6) 判定値 （財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点をいう。
- (7) 安全な構造 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対して安全な構造をいう。

(8) 耐震化促進工事 地震に対する安全性の向上を目的として安全な構造でない旧基準木造住宅を取壊す工事をいう。

(9) 事業の着手日 耐震化促進工事の着手日とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に存する旧基準木造住宅の所有者（現にその住宅に居住する者で、所有者の同意を得られるものを含む。）

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象)

第4条 補助金は、旧基準木造住宅の存する1敷地に1戸を限度とし、次の各号のいずれかの住宅又は取壊しが必要と市が認めるもの1棟全てを取り壊した場合を補助対象とする。

(1) 第2条第5号ア又はイにおいて判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅

(2) 第2条第5号ウにおいて得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅

(取り壊す住宅の要件)

第5条 前条において、取り壊す旧基準木造住宅の床面積は30平方メートル以上であることとする。

2 前条において、取り壊す旧基準木造住宅に対して知立市民間木造住宅耐震改修費補助金を以前に交付していた場合は、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第6条 1戸当たり（長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり）の補助金の額は、取壊し工事費に要する費用に係るもの20万円（対象経費が20万円を下回る場合は、当該経費の額）とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付申請書（様式第1）に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による交付の決定を、事業の着手日以前に受けなければならない。

(計画の変更等)

第 8 条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に工事の内容に変更が生じた場合は、あらかじめ知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付変更申請書（様式第 3））に關係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付決定変更通知書（様式第 4）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、耐震化促進工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金遅滞等報告書（様式第 5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第 6）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 9 条 申請者は、耐震化促進工事の中止又は廃止をしようとする場合は、知立市既設民間住宅等耐震化促進工事廃止（中止）届（様式第 7）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第 10 条 申請者は、耐震化促進工事が完了したときは、知立市既設民間住宅等耐震化促進工事完了実績報告書（様式第 8）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、耐震化促進工事の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

第 11 条 市長は、前条第 2 項の規定により完了実績報告を受理した場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めたときは、検査結果通知書（様式第 9）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して 10 日以内に知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金支払請求書（様式第 10）を市長に提出しなければならない。

（書類の整理）

第 13 条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等關係書類を整理しなければならない。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。